

総務委員会会議記録

総務委員長 五日市 王

- 1 日時
平成25年9月5日（木曜日）
午後1時16分開会、午後1時29分散会
- 2 場所
第1委員会室
- 3 出席委員
五日市王委員長、城内愛彦副委員長、高橋元委員、佐々木大和委員、工藤勝子委員、伊藤勢至委員、及川あつし委員、久保孝喜委員、佐々木努委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
藤澤担当書記、菊地担当書記、石田併任書記、及川併任書記、坂本併任書記
- 6 説明のために出席した者
議会事務局
新屋議会事務局次長、高坂総務課総括課長
- 7 一般傍聴者
なし
- 8 会議に付した事件
(1) 議案の審査
議案第6号 権利の放棄に関し議決を求めることについて
- 9 議事の内容
○**五日市王委員長** ただいまから、総務委員会を開会いたします。
これより、本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程のとおり、議案1件について審査を行います。
議案第6号、権利の放棄に関し議決を求めることについてを議題といたします。
当局から提案理由の説明を求めます。
○**高坂総務課総括課長** お手元の議案の6ページをお開き願います。議案第6号権利の放棄に関し議決を求めることについて御説明いたします。便宜、配付している資料により御説明させていただきます。

まず、1の提案の趣旨でございますが、政務調査費返還金は、政務調査費に関する住民訴訟において、最高裁判所の上告を受理しない旨の決定により、仙台高等裁判所の判決が確定したことに伴い、知事が対象となる議員及び元議員に対し、返還請求を行ったものであります。

このうち、係争中に、平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により死亡した阿部敏雄元議員に係る返還金について、県の権利を放棄するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

2の権利放棄の内容でございます。放棄しようとする債権についてであります。故阿部敏雄元議員の法定相続人である、長女、●●●●に対して発生した債務、50万6,339円及び長男、●●●●に対して発生した債務、50万6,339円であります。

3の債権放棄の経緯であります。同元議員が政務調査費返還請求控訴事件の係争中に、平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により死亡したものであります。係争中に死亡した他の元議員について、裁判官の訴訟指揮等により、死亡を理由に原告が訴訟対象から取り下げた例があることから、死亡した他の元議員との公平性の観点や、平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波の被災者であること等の事情を勘案し、法定相続人である●●●●及び●●●●に生じた債務を免除するため、債権を放棄しようとするものであります。

なお、一般的には、政務調査費返還金の免除は行わないものであります。今回は先ほど申し上げました特殊事情に鑑み、特例として免除を行おうとするものであります。今後事案が発生した場合は、その適否について個別に判断を要するものであることから、今回の事案を前例として取り扱うものではないことを申し添えます。

説明は以上であります。よろしく御審議をお願いいたします。

○五日市王委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○久保孝喜委員 この議案については、了解するところであります。今の説明で若干不明なところがありますので質問したいと思うのですが、債権放棄の経緯の中で、係争中に死亡した他の元議員の例が2つ挙げられていますが、これはいずれも原告側が訴訟対象から取り下げたということによるものでありまして、今回の例とは若干経緯が違っているわけですが、当然係争中ですから原告側の意図等をはっきりと認識できるはずもないわけですが、原告側がこの訴訟対象から取り下げなかった理由について何か漏れ伝わっていることがあるのかどうか、その辺についてはどのように捉えているのかということをお聞きします。それからもう1つは、先ほどの本会議の質疑の中で、返還金の期限が9月26日という答弁がありましたけど、この期限の設定については何か根拠があるのかどうか、この2点についてお聞きします。

○高坂総務課総括課長 原告側が阿部敏雄元議員につきまして取り下げなかった理由につきましては、全く承知いたしておりません。係争中に元議員である2人が取り下げられたということで、それを理由として取り下げたべき事例と同様の判断ということで債権を放棄しようとするものであります。返還金の期限の根拠についてであります。こ

れは地方自治法の 242 条の 3 に規定がございまして、読み上げますと、訴訟により損害賠償または不当利得返還の請求を命ずる判決が確定した場合には、普通地方公共団体の長は当該判決が確定した日から 60 日以内の日を期限として、当該請求に係る損害賠償金または不当利得の返還金の支払いを請求しなければならないと規定しておりまして、請求を行ったところであります。

○久保孝喜委員 最後に 1 点だけ。仮に返還期限までに返還されていない場合の事務的な取り扱いはどのようになるのでしょうか。

○高坂総務課総括課長 実は少し説明不足だったのですが、ただいまの地方自治法の条項の第 2 項がございまして、当該判決が確定した日から 60 日以内に当該請求に係る損害賠償金または不当利得による返還金が支払われないときは、当該普通地方公共団体は、この請求を目的とする訴訟を提起しなければならないということで民事訴訟の手続きによって返還させなければならないということになっております。

○伊藤勢至委員 この件に関して先ほど日本共産党の議員から本会議場で質疑があったわけですけど、全く何を意図したものなのか分かりませんでした。我々は司法、立法、行政の三権分立の中で生きておりますが、その三権分立の中には、今回のような東日本大震災津波で犠牲になった方が裁判にかけられて、それをどうしようというのは、多分規定にはないことだと思っております。したがって、人間としてその間にある部分をそんたくしながら対応していくのが大人の役割だと思っております。今回の岩手県の措置は当然だと思っております。五日市委員長から経緯の説明があつて、もし日本共産党の議員から質問があるようであれば、閻魔大王に請求書を出せと言うべきであると思っておりますのでよろしく申し上げます。以上です。

○高橋元委員 今回の措置について異論はないわけでありましたが、阿部敏雄元議員は二年半も前に亡くなられております。この係争中の裁判の途中で本人が亡くなっているわけですから、本来はその分を削除するとか、何かできなかったのかという思いがしております。なぜ、この判決まで名前が残っていたのか。そのところを事務的に何とかできなかったのかどうか伺います。

○新屋議会事務局次長 取り下げられなかった経緯ということではありますが、控訴審の途中で佐藤正春元議員、阿部敏雄元議員の 2 名が亡くなられているわけですが、議会事務局といたしましては、弁護士を通じて 2 名の取り下げを申し入れたところではございますが、結果として阿部敏雄元議員については取り下げられなかったという経緯がございまして、一審で取り下げられました元議員につきましては、第一審が四年間という期間がございまして、いわゆる弁論準備手続きですとか進行協議という裁判官を交えた協議の場で、裁判官の方から 2 回ほど取り下げないのかという話がございまして、取り下げられたという経緯がございまして、控訴審におきましては 10 カ月足らずで判決が出たところでございまして、その 10 カ月の間に東日本大震災津波が発生しておりまして、先ほどお話ししました弁論準備手続きですとか進行協議という場合は 1 回も開かれておりません。裁判官を交えた協議の

場は設けられなかったところでございます。そこで弁護士を通じて申し入れたところですが、結果として取り下げられなかったということでございます。

○五日市王委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 討論なしと認め討論を終結いたします。

これより、採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案を可とすることに決定いたしました。以上をもって、議案の審査を終わります。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。御苦労さまでした。